

参考資料1

大学評価ハンドブック
一部をコピートされています

もくじ

大学評価ハンドブック

2012（平成24）年度評価者用
2013（平成25）年度申請大学用



財団法人大学基準協会
Japan University Accreditation Association

第1章 大学評価の概要

1 大学基準協会とは	3
2 内部質保証とは	4
3 大学評価の目的	7
4 大学評価の特徴	7
5 「大学基準」と「点検・評価項目」	8
6 大学評価のプロセス	9
7 異議申立、再評価、追評価	11
8 大学評価の実施体制	13
9 「評価結果」の公表	15
10 認定証及び認定マーク	15

〔様式〕評定一覧表

第2章 大学評価への申請

1 申請にあたって	19	↓ 以下皆同様
2 申請までの準備	21	
3 申請手続き	38	
4 評価への対応	41	
5 評価終了後	48	
6 問い合わせ先	51	
7 大学評価に関するQ&A	52	

第3章 評価者による評価

I 大学評価分科会	
1 評価のプロセス	59
2 書面評価	60
3 実地調査	68
4 「評価結果」の作成・大学評価委員会での審議	73
II 財務評価分科会	
1 評価のプロセス	75
2 書面評価	76
3 実地調査	82
4 「分科会報告書」の完成	82
5 「評価結果」作成への関与	82

第1章 大学評価の概要

1 大学基準協会とは

(1) 大学評価のはじまり

大学基準協会（以下、本協会という。）は、戦後間もない1947（昭和22）年、アメリカのアクリティテーション団体をモデルに、46の国・公・私立大学を発起校として設立されました。本協会は、設立趣旨を「会員の自主的努力と相互的援助によってわが国における大学の質的向上をはかる」こととし、設立当初から現在に至るまで、会員の会費で運営されている団体です。

本協会は、この設立趣旨のもと、1947（昭和22）年に「大学基準」を設定しました。これは、法令で定められた最低基準を満たすばかりでなく、会員大学が自主的に、相互にその質を高めていくための「向上基準」として誕生したものです。1951（昭和26）年には、この「大学基準」に基づいて、本協会への加盟を希望する大学が正会員としての適格性を有しているかどうかを判定する「適格判定」制度を開始し、以後、本協会はわが国の大学の質的向上に資するべく活動をしてきました。

その後、1996（平成8）年になると、各大学が実施する自己点検・評価を基礎とする新たな「大学評価」制度、すなわち、正会員になるための加盟判定審査と正会員に対して定期的に行われる相互評価を導入しました。これにより、本協会は、各大学がそれぞれの特色を活かして発展できるよう、各大学の理念・目的を尊重した評価を目指してきました。

(2) 大学基準協会と認証評価制度

本協会では、前述のように、独自に「大学基準」を設けこれに基づいて、会員相互で自主的に評価を行ってきました。しかし、2004（平成16）年に、すべての大学は、文部科学大臣が認めた機関による認証評価を受けることが法的に義務づけられました（「認証評価制度」）。この制度が導入されるにあたって、本協会は認証評価機関となりましたが、そのために、本協会の大学評価は正会員の適格性を判定する評価から、会員制度と切り離した評価に大きく変更することになりました。

こうして第1期の認証評価を実施してきましたが、2011（平成23）年からは第2期を迎えるを機に、大学評価を新たなステージに昇華させるべく、評価システムを改革しました。改革の主眼は、「内部質保証システム」の構築です。

この改革を実施した理由には、次のような状況がありました。本協会の大学評価をはじめとした認証評価の目的は、大学における諸活動の現況を正しく理解し、必要な改善・改革を促し、大学の質の維持と向上を図ること、そして、認証評価を通じて大学の質を社会に保証することです。ところが、実際にこの制度が始まると、各大学の自己点検・評価は、認証評価対策に行われる場合も多く、自己点検・評価が実質的に機能しているかというと、大学によってその差は大きいのが実情です。

本来、各大学が、どのような目的・目標を掲げ、どのようにそれを実現するか、つまりどのような教育・研究を行い、どのような学位を出すか等については、それぞれの裁量に任されています。つまり、掲げた目的・目標に向けた達成への責任が大学にあるのです。各大学は、自主的・自立的に運営される機関であるが故に、大学の教育・研究等の質を担保するためには、自ら、何をすべきかを考え常にその向上を目指すことが求められています。また、こうして「質の保証」と「質の向上」に向けて取り組むことは、各大学の固有性を確保し、また一方で、グローバル化がますます推進される中で、学位の質をどのように保証するか、大学教育の国際的通用性等をどのように確保するか、というような高等教育機関に共通する課題に応えうるものとなります。そして、こうした「質の保証」と「質の向上」の両輪を実現しようとするシステムが、第2期への改革で目指した「内部質保証システム」であり、自己点検・評価とは、このためにまず必要な情報を集め、自大学を分析し、諸活動の方向性を導き出す方法なのです。本協会の果たすべき役割は、各大学が自己点検・評価を充実させ「質の向上」を目指し活動していること、そのことを積極的に社会やステークホルダー（学生や保護者等）に対して発信・説明することで「質の保証」に取り組んでいることを、第三者的立場から保証することです。本協会は、認証評価制度の中であっても、各大学の特色を尊重し、「自主的努力」を促し、教育・研究等の質を維持・向上させる活動を支援することが必要であると考えています。

2 内部質保証とは

(1) 大学に求められる評価システム

「内部質保証」（Internal Quality Assurance）とは、P D C Aサイクル等の方法を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育・学習その他のサービスが一定水準にあることを大学自らの責任で説明・証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのことをいい、これを実現する体制を整備し運用することは、諸外国でも、大学運営において重要な仕組みであることが説かれています。

本協会がこの「内部質保証」を重視する評価を推進することは、こうした諸外国の動向と軌を一にするものであるとともに、各大学の自主的活動の尊重とその向上のための努力を支援するという本協会の設立趣旨に通ずるものもあるからです。

各大学のことを一番よく分かっているのは、その大学の教職員や学生です。自らの大学が、よりよくなるためには、諸活動を「誰か」に評価されることを待つのではなく、まず自らで検証（分析）することがもっとも有効です。自己点検・評価とは、その検証（分析）方法のひとつです。しかし、十分な理解を得られていないのも事実です。そのため、各大学で自己点検・評価をするにあたって、困難な状況があることもしばしば聞かれます。例えば、本協会が、自己点検・評価の方法を紹介す

るために用意した各種データの記入用紙や報告書をまとめる際のルールが、かえって教職員の負担となるという結果を招くことになりました。

そのため、本協会は、「大学基準」やこれに基づいて設定される「点検・評価項目」が各大学を拘束するものとならないように、より広い視点から設定し、各大学の自主的な自己点検・評価活動を促進していくこととしました。後述する「大学基準」と「点検・評価項目」は、本協会が求める高等教育機関としての大きな枠組みを示したもので、こうした枠組みに即して、実際に各大学が自らの状況を検証（分析）するためには、必要な「点検・評価項目」を設定しなければなりません。そして、実際に評価をする際には、どういう側面から評価をしていくのかという「評価の視点」を定め、さらに必要に応じて、それをより具体的に定量化する指標を設定することも有効です。つまり、本協会が指定した枠組みの中で、それぞれの個別事情に合わせた評価システムを組み立てることが求められているのです。

本協会が行う大学評価は、各大学が、「質の向上」のためにどのような方法で自らの諸活動を検証（分析）し、改善への取り組みへと連動させているのか、さらに、「質の保証」のためにどのようにその結果を社会一般に対して説明しているのかを評価します。つまり、各大学は「内部質保証システム」を構築し、それを十全に機能させていることを客観的に証明し、本協会はその妥当性や適切性を評価することになります。大学評価は、各大学が内部質保証システムを適切に維持していくための1つの方法であり、これを受けることが目的にはならないのです。

（2）内部質保証システムの構築のために

各大学が内部質保証システムを構築するためには、なによりも教育プログラムや学位授与に関する的確な検証システムを取り入れることが必要となります。どのような検証システムを導入するかについては、どのような理念・目的を掲げ、これを達成しようとするかによって、さまざまな方法を考えられます。そして、検証するにあたって、その基礎をなすのが、自己点検・評価です。自己点検・評価は、現状を認識し、長所と問題点を洗い出し、何を改善・改革していくかを決定していく作業です。従前通りの自己点検・評価から、これによって得られた改善・改革への糸口を、検証システムの導入や内部質保証システムの構築に向けて、活用していくことが強く望されます。

また、内部質保証システムの構築に向けて、基礎的な作業となるこの自己点検・評価には、決まった実施方法ではなく、各大学は、規模や事情等に合わせて、どのような体制で、どのような手順で、どのような方法で行うか、ということを決めなくてはなりません。自らの大学と同規模あるいは同類の大学が、どのような方法をとっているのかを調べてみることも有効でしょう。以下に、本協会が多くの大学にとって、有効性が高いと考える自己点検・評価の実施ポイントと内部質保証システムを構築するためのポイントをいくつかご紹介します。

〔自己点検・評価を効果的に行うために〕

① 学内組織の設置

自己点検・評価の対象が大学の諸活動全般に及ぶことから考えると、全学組織のみならず、学部・研究科といった部局ごとに自己点検・評価を行うための組織が必要です。あるいは、評価基準ごとに組織を組んでもよいでしょう。いずれにせよ、各組織が全学組織と有機的に連携する体制であることが重要です。そのためには、学内規程を整備し、それぞれの組織が担うべき役割を明確にしておくことが必要です。

② 実施サイクル及びスケジュールの策定

自己点検・評価をどのようなサイクル及びスケジュールで行うかを決めます。その際は、認証評価や外部評価を利用することも含めて考えることが必要です。

③ 評価方法の組み立て

自己点検・評価を実施するためには、その前提条件として、方針及び到達目標の明確化、到達目標の妥当性の吟味、評価項目の決定、評価項目に対応する評価の視点等の確定等を定期的に行う必要があります。自己点検・評価は、その結果明らかになった目的と実際の状況との差異に対して、目的に近づくための分析と対策を講じていくことに意義があります。そのため、将来の方向性を示す方針や到達目標の達成度を測る評価の視点等を設定することが不可欠です。

④ 学内情報のデータベース化

客観的根拠に基づく評価を実施するために、データをできるだけ集めておくことが重要です。そのため、大学の諸活動について、どのようなデータが必要かを検討します。必要なデータは、計画的・継続的に収集・整理し、検索・分析・加工等の情報処理を効率的に行えるよう管理しておく必要があります。このような学内情報のデータベースの整備が行われていれば、客観的な情報に基づいて、現状を把握し評価することができるようになります。

〔自己点検・評価を内部質保証につなげるために〕

① 自己点検・評価結果の活用方法

自己点検・評価を大学の改善・改革に反映させていくためには、評価結果の活用について、学内合意を形成しておく必要があります。自己点検・評価を大学マネジメントの一環

に正しく組み込み、経営戦略や改善計画の策定に生かしていくことが重要です。

② 外部評価の利用

自己点検・評価の信頼性と妥当性を高めるために、必要に応じて外部評価や外部の視点を取り入れることが推奨されます。自己点検・評価の過程で卒業生や外部有識者の意見を積極的に聴取したり、専門分野の評価を関連する学協会に依頼したり、大学間で相互に評価し合う方法等が考えられます。

③ 自己点検・評価の結果公表

内部質保証システムを機能させるための重要な要素として、適切な情報の公開を挙げることができます。特に、自己点検・評価の結果（「自己点検・評価報告書」）は、各大学がどのように自大学を分析し、改善につなげる取り組みをしているのかを社会に分かりやすく示す方法として重要なものです。

3 大学評価の目的

本協会の大学評価の目的として、以下の2点を挙げることができます。

- 1) 本協会が定める「大学基準」に基づき大学の諸側面を包括的に評価することを通じて、大学の教育・研究活動等の質を社会に対し保証すること。
- 2) 大学評価の結果の提示並びにその後の改善報告書の提出及びその検討というアフターケアを通じて、申請大学に設置される学部・研究科等を含む大学全体の改善を継続的に支援すること。

特に、社会に対して保証する「大学の質」については、申請大学が掲げる理念・目的の達成に向けた活動を行っていること、また、自己点検・評価システムを整備し、これを確実に機能させ、改善・改革に着実に運動させていること、すなわち自己改善を進めるシステムが機能しているかどうかを重視します。

4 大学評価の特徴

① 内部質保証システムの有効性に着目した評価

大学には、教育・研究を中心とする諸活動について、自己点検・評価を通じて、適切な水準を維持し、質の向上を図っていくことが求められています。大学評価では、質の保証・向

上を図るためのシステムが構築され、有効に機能しているかどうかを重視します。

② 自己改善機能を重視した評価

大学評価に際して本協会が要請する自己点検・評価は、10の基準に基づいて、現状を把握し、それを分析して問題点や長所を洗い出し、問題点についてはその改善策を、長所についてはさらに伸張させるための方策を導き出すことが中心となります。こうした自己点検・評価を通じて、大学が改善・改革に取り組める評価、すなわち自己改善機能を重視した評価を実施しています。

③ 理念・目的、教育目標の達成度を重視した評価

大学評価は、大学に共通して求められる学校教育法や大学設置基準等の法令要件が遵守されているかどうかの評価（基盤評価）を行った上で、理念・目的、教育目標を達成するために大学がどのような努力を払っているか、それがどの程度達成されているかという観点から評価を行います（達成度評価）。

④ 改善報告書の検討

本協会の大学評価では、大学評価の3年後までに、直近の大学評価において指摘した問題事項に関する改善報告書を求め、その改善状況を評価します。評価の結果、さらに改善が必要であればその旨を指摘し、次の大学評価の際にその改善状況の報告を求めます。こうした改善報告書の検討を通じて、本協会は大学の改善・向上のための支援を継続的に行います。

⑤ ピア・レビューの重視

本協会の大学評価に携わる評価者は正会員大学の教職員を中心に構成されています。これは、大学の教育・研究活動に直接責任を負っている大学教職員が専門的な知見・識見を駆使することによって、的確な評価が可能であるという立場をとっているからです。その一方で、評価の透明性を確保する必要性等から、評価の中核となる大学評価委員会には、大学教職員以外の外部有識者も委員として加わっています。

5 「大学基準」と「点検・評価項目」

「大学基準」（「資料1」）は、10の基準からなり、「それぞれの大学の特徴や立場を尊重しその改善・向上を促すという観点に立って、各大学の理念・目的を踏まえて、大学のあるべき姿を追求するための留意点を明らかにすることに主眼」を置いて設定されています。本協会の大学評価は、申請大

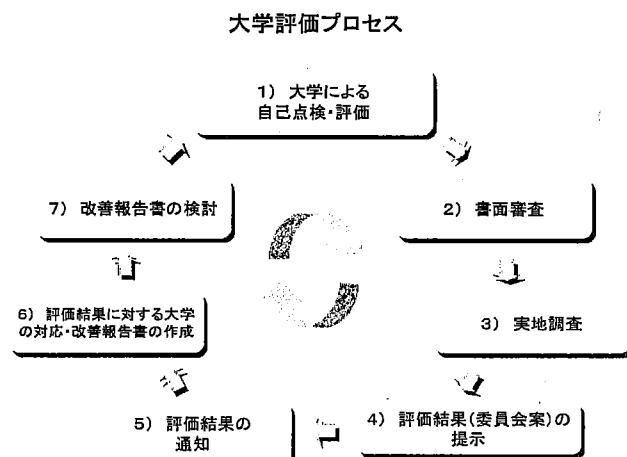
学がこの「大学基準」に適合しているかどうかを判定するものなので、申請大学はこの「大学基準」の趣旨・内容を理解することが重要です。

また、10の基準は、それぞれ複数の「点検・評価項目」([資料2])で構成されています。「点検・評価項目」は、その基準を満たすための要素で、これに基づいて、各大学は自己点検・評価をし、その結果を「点検・評価報告書」にまとめることになります。本協会の「大学基準」およびその解説の特徴としては、10の基準のうち「理念・目的」及び「教育研究組織」を除く8基準において、「方針」が明確化されているかどうかを重視していることが挙げられます。方針とは、大学が掲げる理念・目的を達成するための諸活動の指針となるものです。評価する際には、諸活動が「方針」に沿って行われているかを分析することになるため、この方針は不可欠です。

なお、「大学基準」及び「点検・評価項目」は、さまざまなタイプの大学に適用できるように、汎用性をもって設定されています。そのため、各大学は、自らの大学の状況に適したさらに具体的な評価の視点等を設ける必要があります。本協会では、資料2の「点検・評価項目」の中に、各「点検・評価項目」に基づいて自己点検・評価をする際の評価の視点例を挙げていますので、これを参考してください。

6 大学評価のプロセス

大学評価は、通常7年周期で実施されます。そのプロセスを示すと、次の図のようになり、大きく7つのステップを踏みます。特徴として、本協会と大学とが意見交換をする機会を数度設けており、双方の納得と合意によって大学評価を行っています。さらに、大学評価後も、次期の大学評価申請までの中間報告として改善報告書の提出を求め、継続的に大学の改善・改革を支援する体制をとっています。



1) 大学による自己点検・評価

大学は、「大学基準」に基づき設定された「点検・評価項目」ごとに自己点検・評価を行い、その結果を「点検・評価報告書」に取りまとめます。また、報告書を裏付けるために「大学基礎データ」とび根拠資料を準備し、指定期日までに本協会に提出します。

2) 書面評価 3) 実地調査

文部科学省令「学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」第1条第1項第4号によって、認証評価機関は「大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析」、つまり、書面評価と実地調査を行うことが定められています。本協会の大学評価も、書面評価と実地調査を通じて行われます。

書面評価は、大学から提出される「点検・評価報告書」「大学基礎データ」とそれを裏付ける資料をもとに行われます。

実地調査は、書面評価を踏まえて行われます。申請大学の施設・設備や教育・研究の状況を直接確認するほか、学長をはじめとする大学関係者と意見交換し、申請大学の教育・研究に取り組む姿勢を確認することによって、評価の正確性・妥当性を確保するに十分な情報・資料等を収集することを目的としています。さらに、申請大学の特徴に応じて個別のテーマを設け、現場の教職員と意見交換する機会もあります。なお、実地調査は、大学の本部キャンパス^(*)で行うことを原則とします。

書面評価、実地調査の作業は、申請大学の特質に応じて編制された大学評価分科会及び大学財務評価分科会・部会が行います。これら分科会における評価作業の結果は、「分科会報告書」として取りまとめられます。

※ ここでいう「本部キャンパス」とは、大学の管理運営上の本部機能が置かれる校地をいいます。ただし、当該キャンパスにおいて教育・研究活動が行われていない、または、学士課程のみ等一部の学位課程に関する教育・研究活動が行われるのみの場合等は、当該キャンパスに対する実地調査に加えて、または代えて、他のキャンパスを訪問することがあります。その他、評価を行ううえで必要と判断した場合は、本部キャンパス以外のキャンパスまたは施設・設備を訪問の対象とすることがあります。

4) 「評価結果（委員会案）」の提示

大学評価委員会は、申請大学ごとに設置された分科会が書面評価と実地調査を通じて作成した「分科会報告書」をもとに「評価結果（委員会案）」を作成し、これを申請大学に送付します。申請大学は、「評価結果（委員会案）」に対して、事実誤認等がある場合に、意見申立することができます。意見申立があった場合、大学評価委員会はその意見の採否を検討し、その結果を踏まえ「評価結果（最終案）」を作成します。

5) 「評価結果」の通知

大学評価委員会が作成した「評価結果（最終案）」は、理事会がその検討を行い最終決定します。最終決定した「評価結果」は、申請大学に通知され、文部科学大臣に報告されるとともに、本協会のホームページ等を通じて公表されます。また、評価の結果、「大学基準」に適合していないと判断された場合（「不適合」）、または、認定の期間を3年に限定されている場合（「期限付適合」）に、その結論の基礎となっている事実について、誤認があれば異議申立することができます。

6) 「評価結果」に対する大学の対応・改善報告書の作成

本協会の大学評価の目的・特徴の1つは、大学による報告に基づいて大学評価後の改善状況を検討するというアフターケアを通じて、大学の改善・改革を継続的に支援することにあります。これを行うために、本協会は、「評価結果」において提言をした「努力課題」または「改善勧告」に対する対応状況を、3年以内に改善報告書として提出することを求めています。

7) 改善報告書の検討

本協会は、大学からの改善報告書の提出を受けて、その検討を行います。その結果、改善が不十分であると判断した場合、必要に応じて再度「報告」を求めます。こうした再度報告に対する改善状況については、次の大学評価時に検証されます。

7 異議申立、再評価、追評価

大学評価の結果、「期限付適合」または「不適合」となった大学は、「異議申立」をすることができます。また、「期限付適合」の場合は「再評価」を受けることが必要であり、「不適合」の場合は「追評価」を受けることができます。

1) 「評価結果」に対する異議申立

大学評価の結果、不適合または期限付適合と判定された大学は、その判定の取消しを求めて異議申立を行うことができます。

申立があった場合、異議申立審査会が、判定の基礎となっている事実に関して、誤認があるかないかを審査し、その審査結果を踏まえ、理事会は「評価結果」を決定します。

2) 再評価^(*)

大学評価の結果、期限付適合と判定された大学は、その原因となった事項について、再評価

を受けることが必要です。再評価の申請は、「評価結果」を受け取った3年後までのいずれかの年度に行ってください。指定期日までに再評価資料を提出せず、再評価を受審しなかった場合は、適合の期限が終了した時点で不適合の取扱いになります。

本協会は、期限付適合と判定した問題事項の改善状況を踏まえ、改めて「大学基準」に適合しているか否かを判定します。再評価は、書面により評価を行うことを原則とし、必要に応じて実地調査あるいはヒアリングをあわせて行います。

「再評価結果」は、再評価年度の3月に大学に通知されます。再評価の結果、「大学基準」に適合していないと判定された大学は、「評価結果」に対する異議申立と同様の手続で、判定に対する異議申立を行うことができます。

※ この再評価手続は、2010（平成22）年度までの大学評価を受けた大学で、「大学基準」に適合または不適合との判定を保留された大学に対する再評価も含みます。その場合、「期限付適合」は「保留」と、「適合の期限」は「保留の期限」と読み替えてください。

3) 追評価

大学評価の結果あるいは再評価の結果、不適合と判定された大学は、その原因となった事項について、追評価を受けることができます。追評価の申請は、「評価結果」または「再評価結果」を受け取った翌年度または翌々年度のいずれかの年度の1度に限られています。

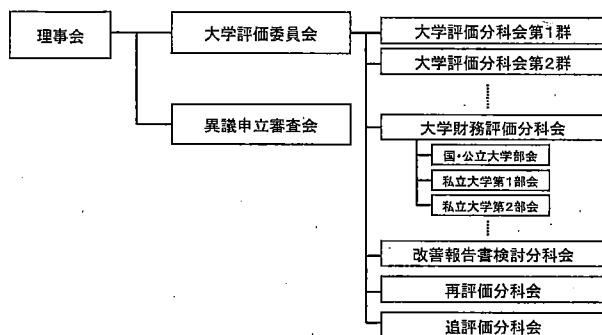
本協会は、「大学基準」に適合していないと判定した問題事項の改善状況を踏まえ、改めて「大学基準」に適合しているか否かを判定します。追評価は、書面評価及び実地調査を行います。ただし、大学評価委員会が、書面評価をもって改善が認められると判断した場合は、実地調査を実施しないことがあります。

「追評価結果」は、追評価年度の3月に大学に通知されます。追評価の結果、「大学基準」に適合していないと判定された大学は、「評価結果」に対する異議申立と同様の手續で、判定に対する異議申立を行うことができます。

8 大学評価の実施体制

大学評価を行う組織体制は、以下の通りです。

大学評価の組織図



1) 大学評価委員会

大学評価委員会は、評価の組織体制の中核となる委員会であり、30名の委員で構成されます。その内訳は、正会員大学から推薦された候補者の中から理事会が選出した委員20名、理事会指名による委員5名、同じく理事会指名による外部有識者委員5名です。また、大学評価委員会には、幹事、特別大学評価員*が配置されることがあります。

2) 大学評価分科会

大学評価分科会は、原則として1大学につき1つ設置されます。この分科会は、大学の諸活動の状況を総合的に評価するとともに、各大学が改善・改革に向けた方策を検討し、着実に実行に移されているか等を評価します（ただし、財務を除く）。

1つの分科会は、所属する大学において大学の諸活動全体を把握できる立場にある者、教育・研究活動の全体を把握できる立場にある者、大学改革に積極的な役割や責任を担っている者のかた、事務部門または事務局全体を統括する者で構成され、大学の規模によって人数が異なります。

また、評価対象大学の教育・研究内容を評価するに当たり、専門性に基づいた具体的かつ詳細な評価を必要とする場合、アドバイザーを設置することができます。アドバイザーは、分科

会の意向に基づいて該当事項について評価所見を提出します。また、必要に応じて実地調査にも参加します。

3) 大学財務評価分科会

大学財務評価分科会は、「点検・評価項目」のうち財務にかかる部分を担う分科会で、公認会計士や大学財務の専門家等の評価者で構成されます。また、その下部組織として国・公立大学部会及び私立大学部会が設置され、原則として分科会委員が各部会主査を兼務します。

4) 改善報告書検討分科会

改善報告書検討分科会は、大学評価において「大学基準」に適合すると認定され、改善勧告または努力課題が付された大学から3年以内に提出された改善報告書をもとに、改善状況を検討します。

5) 再評価分科会

再評価分科会は、大学評価において期限付適合と判定された大学から提出された再評価改善報告書をもとに、書面評価、必要に応じてヒアリングあるいは実地調査を行い、その改善状況を評価します。

6) 追評価分科会

追評価分科会は、大学評価において不適合と判定された大学から提出された追評価改善報告書をもとに、書面評価及び実地調査を行い、その改善状況を評価します。

7) 異議申立審査会

異議申立審査会は、大学評価、再評価または追評価の結果、「大学基準」に適合していないと判定された大学または期限付適合と判定された大学から申立てられた異議を審査する組織です。審査手続の適正性を担保するために、大学評価委員会とは独立した組織として設けられています。

異議申立審査会は、本協会関係者3名（本協会の副会長、理事・評議員のうち、会長が理事会の承認を経て選任する者、各1名）、外部有識者4名（うち1名は法曹関係者）の計7名の審査員で構成されます。

*【特別大学評価員】特別大学評価員とは、大学評価に関わるさまざまな業務に従事して本協会の大学評価活動を補助し、幹事と同等の役割も果たします。主に大学教員経験者をあてています。

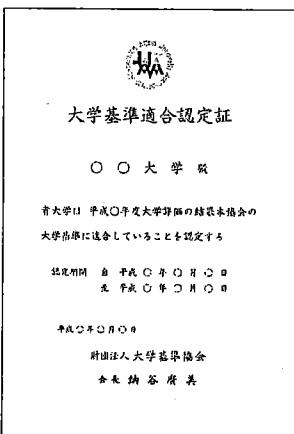
様式

9 「評価結果」の公表

本協会は、「評価結果」を理事会において最終決定すると、申請大学に通知するほか、文部科学大臣に報告し、本協会ホームページ等を通じて公表します。

10 認定証及び認定マーク

評価の結果、本協会の「大学基準」に適合していると認定された大学には認定証及び認定マークが交付されます。各大学は、この認定マークをホームページや刊行物等に掲載することで、常に自己点検・評価に取り組んでいること、本協会から一定の質が保証されていることを広く社会にアピールする手段として利用することができます。

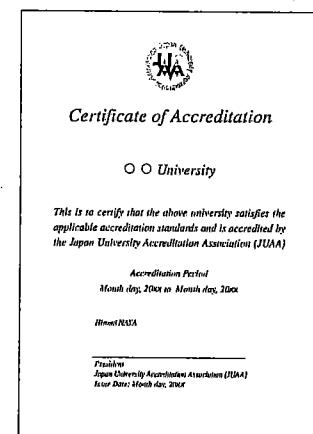


大学基準適合認定証

○ ○ 大 学

貴大学は平成〇年大学基準適合認定会の
大学基準に適合していることを認定する認定期間　自 平成〇年〇月〇日
至 平成〇年〇月〇日

平成〇年〇月〇日

財團法人大学基準協会
会長 納谷 康美

Certificate of Accreditation

○ ○ University

This is to certify that the above university satisfies the applicable accreditation standards and is accredited by the Japan University Accreditation Association (JUAA)

Accreditation Period
Month day, 20xx to Month day, 20xx

Issued JUAA

Printed
Japan University Accreditation Association (JUAA)
Issue Date: Month day, 20xx

<認定マーク>

<認定証（和文）>

<認定証（英文）>

評定一覧表

基準名	大学全体 の評定	学部の評定		研究科の評定	
		○○学部	△△学部	□□研究科	◇◇研究科
1 理念・目的	*	*	*	*	*
2 教育研究組織	*	-	-	-	-
3 教員・教員組織					
4-1 教育内容・方法・成果 (1) (教育目標・学位授与方針、 教育課程の編成・実施方針)					
4-2 教育内容・方法・成果 (2) (教育課程・教育内容)					
4-3 教育内容・方法・成果 (3) (教育方法)					
4-4 教育内容・方法・成果 (4) (成果)					
5 学生の受け入れ					
6 学生支援		-	-	-	-
7 教育研究等環境		-	-	-	-
8 社会連携・社会貢献		-	-	-	-
9-1 管理運営・財務 (1) (管理運営)		-	-	-	-
9-2 管理運営・財務 (2) (財務)		-	-	-	-
10 内部質保証		-	-	-	-

[注]

- 1 : 評定の欄には、以下の基準を目安に評定を付してください。
 S- 方針に基づいた活動が行われ、理念・目的・教育目標の達成度が極めて高い。
 A- 概ね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的・教育目標もほぼ達成されている。
 B- 方針に基づいた活動や目的・教育目標の達成がやや不十分である。
 C- 方針に基づいた活動や理念・目的・教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。
- 2 : *印の欄については、評定は任意となっておりますので、必要に応じてご記入ください。
- 3 : 複数学部または研究科を設置している場合は、適宜、表を増やしてください。
 また、印刷する際は、できるだけ1ページに収まるよう用紙のサイズや方向を変更してください。